

補助	対象者	補助事業	補助対象経費の下限額	補助対象経費	補助率等		
					補助率	限度額	
事業継続化型の補助	事業承継を3年以内に実施することを予定する中小企業者又は事業承継を実施した後3年以内の中小企業者	事業承継を契機とする設備投資等を行う事業	20万円	補助事業の実施に必要と認められる生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を得るための活動に直接的に必要な設備の更新及び競争力の強化のための設備投資に要する経費（消費税及び振込手数料等の間接的な経費を除く。）	2分の1	事業承継に係る事業が製造業等に属する事業の場合	200万円
						事業承継に係る事業がその他の業種に属する事業の場合	100万円
事業引継型の補助	中小企業者	事業引継ぎ等を伴う既存事業の廃業を行う事業	—	補助事業の実施に必要と認められる廃業に関する登記の申請手続に伴う専門家に支払う申請資料作成費、在庫処分費、建物解体、設備機器等処分費及び事業所の原状回復費（消費税及び振込手数料等の間接的な経費を除く。）		50万円	